

【前期 第5問】

Aは5月13日、急な体調不良で地元の病院に入院した。入院時、Aは家族を前に「退院したらみんなで旅行にでも行こうか。」「もし万が一のことがあったとして、苦しい治療が続くくらいなら楽にぼっくり逝きたい。」とこぼしていた。Aの息子は、Aの担当医であるXから、Aが末期のガンであることを知らされていたが、想像以上の病状にAがショックを受けるのではないかと思い、Aへの告知を思いとどまっていた。

その後Aの容態は次第に悪くなり、7月8日あたりからはとうとう全身状態が悪化し、Aの家族は何度か「つらそうで見たいられない。治療をやめてほしい。楽にさせてあげてほしい。」とXに申し出たものの、Xはそれを断っている。

7月13日(当時の診断及び事後の診断で、この時点で余命1~2日である。)

Aは意識レベル5(呼びかけに全く反応しないが、疼痛刺激には反応する状態)であったが、15時ごろから意識レベル6(疼痛刺激に対しても全く反応がない状態)になった。

7月14日

Aの息子が「もう本当にかわいそうだから治療をやめてほしい。点滴もカテーテルも取り除いてほしい。それで死期が早まるのは構わない。」とXに強く要請した。Xは始め頑なに「医者としてそれはできない。患者の命を私たちが自由に決めることはできない。」と断っていたが、Aの息子の勢いに負け、悩んだ末にAの身体から点滴とカテーテルを外した。午後になり、苦しそうにいびきのような呼吸をしているAを見たAの息子は、「この呼吸も苦しそうで見たいられないから人工呼吸器も取り外してくれ。」とXに申し出たが、Xはそれを断り、息子の要望を逸らすために、いびきを抑制する薬Sを通常の2倍患者に投与した。これは死期を早める可能性のある薬であり、それはXも認識していた。

しばらくしてもいびきのような呼吸がおさまらないAをみたAの息子は、「先生は何をしているんだ、まだ息を引き取らないじゃないか。今日中に家に連れて帰りたい。早く楽にしてあげてくれ。」とXを強い口調で責め立てた。Xははじめ拒否していたものの、これ以上断ってもAの息子は延々と言い続けるだろうと思い、Aの心臓を停止させる目的で薬KをAに投与した。Aは薬Kによる心停止により死亡した。

Xの罪責を検討せよ。

参考判例：横浜地裁平成7年3月28日判決